

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

法務省の省令改正により、令和6年12月2日からマイナンバーカードの交付を速やかに受ける必要がある方を対象に、マイナンバーカードの特急発行の制度が開始されます。

特に新生児については本人の来庁が不要であり、申請から最短で1週間以内にマイナンバーカードの受け取りが可能になります。

この制度を利用するためには、出生届の提出に併せて、以下の申請書を同時に提出していただく必要があります。

なお、申請者（新生児）が1歳未満である場合、申請書に顔写真を添付することは不要になりました。また、顔写真ありを希望することはできませんのでご承知おきください。

※出生届とマイナンバーカードの申請が同時ではない場合は、原則としてお子様と法定代理人（父母等）の双方の来庁と本人確認などが必要となりますので、ご了承ください。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

☒氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです

☒住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号					☐ 利用者証明用電子証明書 の発行を希望しない	☐ 点字表記を希望します
②住民基本台帳用暗証番号【必須】					③券面事項入力補助用暗証番号【必須】	
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】	〒 (様方)					
⑤住所地において個人番号カードの 送付を受けることができない理由						
⑥連絡先電話番号【必須】						

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。

利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。

利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※①～③欄の暗証番号は、4桁の数字を記入してください。同じ暗証番号を設定することもできます。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。

代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

届出人の氏名

子の氏名

特急発行事務処理記載欄

申請者	申請年月日	発送者	発送年月日
	・ ・ ・		・ ・ ・